

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年12月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は昭和41年4月からA市にあった事業所に勤務し、20歳になった44年4月に、事業所の経営者に勧められたこともあり、国民年金に加入し、保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人が所持している昭和44年9月1日付けの就業者手帳に、国民年金の支払月及び保険料額が記載されていることをもって申立期間の保険料を納付していたはずであると主張しているところ、その就業者手帳に記載されている数字は、当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入について、当時勤務していた事業所の経営者に「20歳になったら、国民年金は強制加入である。」と言われたことがきっかけで、加入手続をしたと具体的に供述しているとともに、事業所の経営者は「申立人に対し、国民年金は強制加入である。」旨の話をした記憶があると供述していることを踏まえると、申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立人は、「申立期間当時、茶色の国民年金手帳を所持していたが、Bに引っ越した時に紛失した。」と供述しているところ、供述内容は、

申立期間当時の国民年金手帳の色とおおむね合致しており、申立内容を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額が44万円であると認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月1日まで

平成6年10月1日から7年10月1日までの期間について、厚生年金保険とA厚生年金基金の標準報酬月額が相違していることがわかった。同基金の厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金の加入員台帳から、申立人は、申立期間について、申立人が主張している標準報酬月額44万円に相当する厚生年金基金の掛金を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立てに係る事業所から提出された厚生年金基金加入員標準給与算定基礎届には、44万円と記載されており、同事業所は、申立てどおりの届出を行っていたことが確認できる上、A厚生年金基金では、厚生年金保険及び当該厚生年金基金の届出様式は複写式であったと回答しており、社会保険庁と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険庁側の事務処理に誤りがあった可能性も否定できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該基金の加入員台帳における申立人の申立期間の記録から44万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの期間及び8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から4年3月まで  
② 平成8年4月から9年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①は、家のローンと子供にお金がかかり、国民年金保険料を納めるのが困難だったので当初免除申請したが、その後、私の妻が少しずつ貯金し、平成12年ごろに申立期間①の保険料をまとめて納付したはずである。

また、申立期間②も申請免除とされているが、私の妻と一緒に国民年金保険料を納付したはずであり、妻の分の保険料だけが納付済みとされているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、追納した国民年金保険料額を10万円から15万円ぐらいであったと主張しているが、同期間の追納保険料を試算すると、一人当たり約31万円であり、大きく相違している上、申立人から提出があった申立人の金融機関の口座一覧表を見ても、申立てを裏付ける出金記録は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立人は平成4年7月から7年2月までの免除期間に係る追納保険料を当該保険料が時効で納付できなくなる直前の14年7月から17年2月にわたって毎月追納していることが確認でき、これらの納付をもって、申立期間①に係る保険料を追納したものと記憶している可能性も否定できない。

申立期間②については、A市が保管している国民年金被保険者記録を見ると申請免除となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立期間当時の「国民年金保険料免除申請書」を見ると、世帯員名及び免除を受けようとする被保険者について免除申請順位を記載させ、被保険者の一部について保険料の免除を認めている場合もあることから、申立人の保険料納付に直接関与した申立人の妻が、申立人のみを免除申請とした可能性も否定できず、申立人の妻の申立期間②に係る保険料が現年度納付及び過年度納付となっていることが不合理であるとは言い難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は、家のローンと子供にお金がかかり、国民年金保険料を納めるのが困難だったので当初免除申請したが、その後、少しずつ貯金し、平成12年ごろに申立期間の保険料をまとめて納付したはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る追納国民年金保険料額について、10万円から15万円ぐらいであったと主張しているが、同期間の追納保険料を試算すると、一人当たり約31万円であり、大きく相違している。

また、申立人から提出があった申立人の夫の金融機関の口座一覧表を見ても、申立てを裏付ける出金記録は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立人は平成4年7月から7年2月までの免除期間に係る追納保険料を当該保険料が時効で納付できなくなる直前の14年7月から17年2月にわたって毎月追納していることが確認でき、これらの納付をもって、申立期間に係る追納保険料を納付したものと記憶している可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月20日から同年10月20日まで  
② 昭和31年4月20日から同年10月20日まで  
③ 昭和32年4月20日から同年10月20日まで  
④ 昭和33年4月20日から同年10月20日まで  
⑤ 昭和34年4月20日から同年10月20日まで  
⑥ 昭和35年4月20日から同年10月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①及び②についてはA株式会社、申立期間③から⑥までについてはB事業所にそれぞれ6か月の契約社員として勤務し、いずれの申立期間も農家に対する生産指導員をしており、健康保険も使用していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が勤務していたとするA株式会社は、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる上、申立期間①については、同僚の供述から期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるとともに、申立期間②については、申立てに係る事業所から提出のあった失業保険被保険者名簿の記載から、昭和31年4月20日から同年10月23日までの期間について、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A株式会社は、昭和36年4月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の後継事業所に照会したところ、同事業所

では、「申立期間①及び②当時の人事記録等の関連資料が既に処分されているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」旨回答しているとともに、当時の事務担当者の所在が不明なことから、申立てを確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

また、後継事業所であるC株式会社の人事担当者は、「半年の雇用契約である短期技術指導員は、申立期間①及び②当時、社会保険に加入させていなかったようである。」旨供述しているところ、当該事業所の上記被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②当時、6か月といった短期間の厚生年金保険の加入記録を有している者は見当たらない。

なお、申立人が勤務していたと思われる期間より前の期間に勤務していたと推認された短期技術指導員である者についても、申立人と同様に当該事業所において被保険者記録を取得した形跡は確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間①及び②当時、一緒に勤務していたとする同僚3人に聴取したところ、いずれも「申立人が勤務していたことを憶えているが、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。」旨供述しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

加えて、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間③から⑥までについて、申立人が勤務していたとするB事業所は、申立期間③から⑥までの期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、元上司の供述から期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、昭和59年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の後継事業所に照会したところ、同事業所では、「申立期間当時の人事記録等の関連資料が既に処分されているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」旨回答しているとともに、当時の事務担当者の所在が不明なことから、申立てを確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

また、B事業所の元上司は、「半年の雇用契約である短期技術指導員は申立期間③から⑥までの期間当時、社会保険に加入させていなかったようである。」旨供述しているところ、当該事業所の上記被保険者名簿を見ると、申立期間③から⑥までの期間当時、6か月といった短期間の厚生年金保険の加入記録を有している者は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間③から⑥までの期間当時、一緒に勤務していたとする同僚3人に照会し、2人から回答を得たが、いずれも「申立人が勤務

していたことを憶えているが、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。」旨供述しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

なお、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 すべての申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

申立期間における給与総支給額は、17 万円から 18 万円くらいであったと記憶しており、標準報酬月額に係る社会保険事務所の記録が 9 万 8,000 円とされていることに納得できない。

標準報酬月額の決定が誤っているので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得時（昭和 55 年 10 月）の標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっており、社会保険庁の記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、申立てに係る事業所は、「申立期間当時、社会保険事務所に被保険者の資格取得の届出をする際の報酬月額は、基本給のみで届出をしていたと考えられる。また、申立人の給与から控除していた厚生年金保険料額は、社会保険事務所において決定された標準報酬月額に基づき計算された金額であったことは間違いないものと思われる。」旨供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人の昭和 56 年 10 月 1 日の定時決定の標準報酬月額が、前年に当たる 55 年 10 月 1 日の資格取得時決定の標準報酬月額に比べ 10 等級高いものとなっているが、申立人と同様、50 年代に厚生年金保険の資格取得をしている者 22 人のうち 15 人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できる。このうち、所在が確認できた 8 人に照会し、4 人から回答を得たが、いずれも給与明細書は所持し

ておらず、入社当時の給与額と標準報酬月額との差額についても憶えていない旨供述しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

なお、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が相違していた。

申立期間①については 59 万円、申立期間②については 62 万円の標準報酬月額になると思われるので、標準報酬月額の調査及び訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び株式会社Aから提出のあった平成 12 年度の賃金台帳に記載されている保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の同月額は一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、当該事業所は、「社会保険事務所に被保険者の随時改定及び定時決定の届出をする際の報酬月額は、基礎年棒月額・役割年棒月額・調整手当・別居手当及び外勤手当を算定対象とし、帰宅手当・持株奨励金及び現金支給（課税）については算定対象外として扱っていたため、社会保険庁の記録は、当時の届出内容と相違ない。」旨回答しているほか、平成 12 年 7 月の随時改定の算定対象となる同年 4 月からの給与の減額については、「同年 4 月に賃金制度の改正が行われたことによる減給である。」旨回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。